

議長（福田会長）

議案第 8 号「合併の方式について」、議案第 9 号「合併の期日について」、議案第 10 号「新市の名称について」及び議案第 11 号「新市の事務所の位置について」は、それぞれ関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、議案第 8 号から第 11 号まで一括してご説明をいたします。

まず、議案第 8 号「合併の方式について」ご説明いたします。

会議資料の 2 ページをご覧ください。合併の方式を決めるに当たりましては、住民への影響、合併に伴い発生する経費負担、人口や財政規模などを総合的に勘案し、合併の方式は、上三川町、上河内町、河内町及び高根沢町を廃止し、その区域を宇都宮市に編入する編入合併とするということで、審議をお願いするものでございます。

参考資料の 3 ページをご覧ください。この表は、新設合併と編入合併における違いについて比較したものでございます。幾つかの主な項目についてご説明いたします。

まず、法人格でございますが、新設合併の場合は、すべての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することとなります。編入合併の場合は、編入する市町村の法人格は継続し、編入される法人格は合併と同時に消滅することとなります。

次に、議会議員の身分の取り扱いについてですが、新設合併の場合、議会議員は、合併特例法による特例があるものの、原則としてすべての議会議員はその身分を失い、新市の選挙で選出されることとなります。これに対しまして、編入合併の場合、編入する市町村の議会議員につきましては変更ありませんが、編入される市町村の議会議員は、定数、任期等について、合併特例法による特例措置があるものの、原則としてその身分を失うこととなります。

4 ページをご覧ください。下から 2 つ目ですけれども、最後に、条例・規則等の取り扱いについてですが、新設合併の場合、合併関係市町村の条例・規則はすべて失効することとなるため、新市として新たに制定する必要があります。これに対しまして、編入合併の場合は、編入する市町村の条例・規則を適用することとなります。

続きまして、議案第 9 号「合併の期日について」ご説明いたします。

会議資料の 3 ページをご覧ください。合併の期日につきましては、現段階では具体的な期日は定めず、平成 17 年 3 月を目途とし、協議の進捗状況や合併に伴う事務作業等を勘案し、今後、法定協議会の場で協議して定めるということで、審議をお願いするものでございます。

参考資料の 5 ページをご覧ください。合併の期日につきましては、過去の事例を見ますと、年度初めや月初めというように、切りのよい日に合併期日を設定している事例が多く見られますが、特に決まりはないことから、住民生活への影響、合併協議の進捗状況等を勘案し、適切に期日を設定する必要があります。以下に記載したものは、合併の期日を決

定する際に考慮すべき主な事項について挙げさせていただきました。

まず、1の市町村の合併の特例に関する法律についてですが、合併特例法は、合併する際の障害となり得る事項を取り除くため、さまざまな特例を規定した法律でありまして、平成17年3月31日をもって失効する時限立法となっております。現在、国におきまして、この合併特例法の経過措置として、平成17年3月までに議会の議決を経て都道府県知事へ申請を行ったものにつきましては、現行特例法の財政支援を引き続き適用するといった法改正が行われる動きがありますが、本協議会としては、法改正の有無にとらわれず、基本的には、現行法の適用期限であります平成17年3月31日を目途に合併できるように事務を進めていく必要があると考えております。

また、そのほかにも、2の期日を定める際の主な留意事項として挙げさせていただきましたように、(1)の合併の手續にかかる期間や、(2)の合併のための準備作業に必要な期間等も、合併期日を決定する際には十分留意する必要があると考えております。

なお、(3)につきましては、最近の他の地域における合併事例を記載させていただきましたが、傾向といたしまして、合併の期日を月曜日に設定している例が多いようでございます。これは電算システムの切り替え及び稼働チェックを行うための時間として土日を当てるためだと考えられております。

続きまして、議案第10号「新市の名称について」ご説明いたします。

会議資料の4ページをご覧ください。新市の名称につきましては、法律上特段の規定はないことから、合併の方式にかかわらず自由に定めることができますが、住民生活への影響や全国的な知名度などを勘案し、新市の名称は「宇都宮市」とするというところで、審議をお願いするものでございます。

参考資料の7ページをご覧ください。新市の名称決定の際の基本的な考え方といたしましては、まず、新設合併の場合は、合併する市町村すべての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに公募等により新たな名称を定める場合が一般的となっておりますが、引き続き合併関係市町村のいずれかの名称を使用することも可能となっております。これに対し、編入合併の場合、編入される市町村の法人格が消滅し、編入する市町村の法人格が存続することから、編入する市町村の名称を使用することが一般的となっておりますが、新たに名称を定めることも可能となっております。

次の2につきましては、新設または編入合併の場合の名称変更の手續について記載させていただきました。

続きまして、議案第11号「新市の事務所の位置について」ご説明いたします。

会議資料の5ページをご覧ください。新市の事務所の位置につきましては、新市の核となり、中心となることが望ましく、また、住民の利便性や交通事情の面でも、住民の日常生活に大きな変化が生じることのないよう配慮するとともに、他の官公庁との関係や行政事務の効率化、さらには、既存の施設の活用なども検討する必要があります。

このようなことから、現在の宇都宮市役所をもって新市の事務所の位置とすることが望

ましいと考え、新市の事務所の位置は「宇都宮市旭1丁目1番5号」とするということで審議をお願いするものでございます。

参考資料8ページをご覧ください。こちらの資料につきましては、現在の1市4町の庁舎の現況として、所在地、建築年度、構造、延床面積等の基礎的な情報と、市と町の事務所の位置についてお示しさせていただきました。

以上で、議案第8号「合併の方式について」、議案第9号「合併の期日について」、議案第10号「新市の名称について」、議案第11号「新市の事務所の位置について」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（福田会長）

最後の説明の参考資料の9ページに、各市町の職員数、駐車台数、駐輪場の台数、近隣官公署等という記載がありますが、これはあくまでも本庁舎に勤めている人数でいいですね。

事務局（大林次長）

はい、そうです。

議長（福田会長）

それでは、事務局から議案第8号より第11号まで、会議資料と参考資料の両方一緒に説明がありましたが、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたら遠慮なくお願いいたします。また、説明不足の点がありましたら、ご指摘をいただきまして、再度説明をさせます。

説明をした部分につきましては、合併の根幹的な部分になるものと思っております。また、この方向性が決まらなければ小委員会が開催できないということもありまして、今回の協議会の中で、委員の皆さん方のご意見をいただきながら、できるものならば決めていきたいということでお諮りをしたものでございます。

説明不足の点はございませんか。ご異議がなければ、お諮りをさせていただきたいと思えます。

議案第8号「合併の方式について」、議案第9号「合併の期日について」、議案第10号「新市の名称について」及び議案第11号「新市の事務所の位置について」は、事務局原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきました。